

株 主 各 位

東京都中央区新富一丁目9番6号
株式会社ホットランド
代表取締役社長 佐瀬 守 男

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月28日（木曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）
2. 場 所 東京都中央区銀座二丁目15番6号 銀座プロッサム（中央会館）ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト

（アドレス <http://www.hotland.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、個人消費も緩やかな回復基調にあるものの、世界の政治・経済情勢への懸念など、先行きが不透明な状況が続きました。外食業界におきましても、原材料価格や物流費の上昇、長引く人手不足に伴う人件費の上昇に加え、天候不順等の自然災害の影響等により、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような状況の下、当社グループでは、当社の主力である「築地銀だこ」事業に経営資源を集中させることを戦略に掲げ、店舗展開及び冷凍だこ焼をはじめとした製造販売事業や海外事業等を推進してまいりました。

主力ブランドの「築地銀だこ」においては、主要原材料のたこの世界的な価格高騰や他副原材料及び包装資材、物流費や人件費などのコストアップが年々続いていることから、商品価格の改定を7月1日に実施しましたが、「ニッポンのタコヤキは、タノシイ。」をスローガンにした販売促進活動などに積極的に取り組んだこと等が奏功し、価格改定日以降の下半期における既存店売上高は前年同期比100%を超える好調な推移でありました。出店につきましては、「銀だこ大衆酒場」及び「銀だこハイボール酒場」の積極的な展開に取り組みました。「銀だこ大衆酒場」は11月30日に巣鴨店、12月22日に下北沢店、12月25日に蒲田東口店がオープンし、当連結会計年度末では14店舗となりました。若年層からファミリー・ご高齢の方まで幅広い客層にご利用いただき、昼も夜もカジュアルに楽しめる業態としてご好評をいただいています。「銀だこハイボール酒場」では、12月20日に「ギンダコ西船横丁」をオープンいたしました。8月の五反田店に続く、横丁スタイルの大型店舗となります。「築地銀だこ」では、大阪の旗艦店として11月22日に「築地銀だこ道頓堀店」をオープンしました。関西エリアでの認知度向上を目指してまいります。

築地銀だこ事業との相乗効果による事業拡大を目指して、お好み焼飲食店「ごっつい」を首都圏に14店舗（直営6店舗、のれん分け8店舗）展開する株式会社アイテムの株式取得を10月に実施いたしました。

「COLD STONE CREAMERY」においては、引き続き、店舗主体のビジネスモデルから製造・卸事業の拡大へ向けて事業構造の転換に取り組み、コンビニエンスストアをはじめとした卸事業の新商品開発などに注力いたしました。

製造販売事業においては、「冷凍たこ焼」の販売が堅調に推移いたしました。全国で500店舗以上を展開するカラオケチェーンでの販売も始まる等、更なる販路拡大に取り組みました。

海外事業においては、台湾・香港では売上が弱含みの状況が続きましたが、ASEANでは、マレーシア・インドネシアでマスターフランチャイズ企業による出店が順調に進みました。当連結会計年度では、マレーシアでは計3店舗、インドネシアでは計4店舗の新規出店を行い、12月末現在におけるアジア各国（中国、香港、台湾、韓国、タイ、マレーシア、インドネシア）での店舗数は計57店となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度末の店舗数につきましては、出店65店舗（国内52店舗・海外13店舗）、退店72店舗（国内58店舗・海外14店舗）により、632店舗（国内574店舗・海外58店舗）となりました（業態変更等による出退店は含んでおりません）。

当連結会計年度は前連結会計年度に引き続き不採算事業及び不採算店舗の積極的な整理に取り組みました。前連結会計年度及び当連結会計年度に実施した不採算事業、不採算店舗の見直しや、新規事業を中心とする一部海外事業の低迷なども影響し、当連結会計年度の売上高は31,736百万円（前連結会計年度比2.1%減）となりました。利益につきましては、前述要因に加え主要原材料のたこの仕入価格の高騰等により、営業利益は860百万円（前連結会計年度比22.0%減）、経常利益は744百万円（前連結会計年度比30.8%減）、親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、前述要因に加え、

「COLD STONE CREAMERY」事業におけるのれんの減損、海外事業における固定資産の減損、その他不採算店舗に関する固定資産の減損などの損失の計上などにより、親会社株主に帰属する純損失678百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益425百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,741百万円で、その主なものは次のとおりであります。

|         |                  |        |
|---------|------------------|--------|
| 築地銀だこ   | 新規出店、改装、厨房機器等の導入 | 665百万円 |
| 銀だこ酒場業態 | 新規出店、改装、厨房機器等の導入 | 879百万円 |

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額3,500百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、同じく出店資金や買収資金を用途としたタームローン契約等を主要取引金融機関と締結しており、当連結会計年度末における当該タームローン等の借入残高は5,550百万円であります。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成30年10月1日に株式会社アイテムの全株式を取得しました。

当社は、平成30年10月8日にHOTLAND MAURINVEST SEAFOOD INDUSTRY S.Aの全持分を売却しました。

当社は、平成30年12月27日に青島和園福商貿有限公司の全持分を売却しました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                              | 第 25 期<br>(平成27年12月期) | 第 26 期<br>(平成28年12月期) | 第 27 期<br>(平成29年12月期) | 第 28 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年12月期) |
|--------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                        | 30,941,151            | 31,533,447            | 32,407,558            | 31,736,835                         |
| 経 常 利 益(千円)                                      | 1,500,347             | 964,955               | 1,075,295             | 744,634                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社<br>株主に帰属する当期純<br>損失 (△) | 770,279               | △661,108              | 425,496               | △678,576                           |
| 1株当たり当期純利益又<br>は当期純損失 (△) (円)                    | 42.31                 | △36.02                | 23.12                 | △36.80                             |
| 総 資 産(千円)                                        | 15,854,753            | 15,518,774            | 16,937,567            | 16,460,814                         |
| 純 資 産(千円)                                        | 4,935,954             | 3,989,465             | 4,475,843             | 3,675,052                          |
| 1株当たり純資産額 (円)                                    | 251.07                | 204.01                | 223.11                | 184.89                             |

(注) 当社は平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第25期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

### ②事業報告作成会社の財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第 25 期<br>(平成27年12月期) | 第 26 期<br>(平成28年12月期) | 第 27 期<br>(平成29年12月期) | 第 28 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年12月期) |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                     | 27,734,691            | 26,536,756            | 27,043,240            | 27,921,412                       |
| 経 常 利 益(千円)                   | 1,547,257             | 1,416,768             | 2,089,779             | 765,814                          |
| 当期純利益又は当期純<br>損失 (△) (千円)     | 855,249               | △751,847              | 1,031,697             | △704,898                         |
| 1株当たり当期純利益又<br>は当期純損失 (△) (円) | 46.97                 | △40.97                | 56.06                 | △38.23                           |
| 総 資 産(千円)                     | 15,047,710            | 14,816,722            | 16,363,426            | 16,308,836                       |
| 純 資 産(千円)                     | 4,818,911             | 3,918,865             | 4,857,599             | 4,130,692                        |
| 1株当たり純資産額 (円)                 | 261.71                | 213.28                | 263.57                | 223.68                           |

(注) 当社は平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第25期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                      | 資 本 金       | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容         |
|----------------------------|-------------|----------|-----------------------|
| 株式会社ホットランド大阪               | 61百万円       | 100.0%   | 西日本におけるたこ焼店等の展開       |
| 株 式 会 社 大 釜 屋              | 10百万円       | 100.0    | たこ焼専門店「大釜屋」の展開        |
| コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社  | 10百万円       | 100.0    | アイスクリーム等乳製品、氷菓の製造・販売  |
| 株式会社アイテム                   | 10百万円       | 100.0    | 鉄板焼・お好み焼専門店「ごっつい」の展開  |
| WAEN International Limited | 25,500千香港ドル | 51.0     | 香港における飲食店等の展開         |
| 台湾和園國際股份有限公司               | 66,000千台湾ドル | 100.0    | 台湾における飲食店等の展開         |
| Land Land USA, Inc.        | 3,000千米国ドル  | 51.0     | アメリカ合衆国での外食店舗運営及びFC展開 |

当社は、平成30年10月1日に株式会社アイテムの全株式を取得しました。

当社は、平成30年12月27日に青島和園福商貿有限公司の全持分を売却しました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、業容の拡大を図ってまいります。

##### 1. 「築地銀だこ」事業の強化

当社グループの主力である「築地銀だこ」事業に経営資源を集中させることにより組織運営の効率性を高め、更なる収益性の向上と企業体質の強靱化に努めてまいります。

##### 2. 銀だこ酒場業態の出店促進

業績が堅調に推移している銀だこ酒場業態において「銀だこハイボール酒場」「銀だこ大衆酒場」「ギンダコ横丁」等の積極的な出店を行い、事業規模の拡大と安定的な収益の確保を図ってまいります。

##### 3. 製造販売事業の拡大

製造販売事業においては「冷凍たこ焼」の販売が堅調に推移し、全国で500店舗以上を展開するカラオケチェーンでの販売に加え、さらに大手流通チェーンでの販売も始まる等、更なる流通販路の拡大に取り組んでおります。また、流通販路の拡大に備えて製造能力の増強に努めてまいります。

##### 4. 原料調達力の強化

当社グループの主要原材料であるたこの仕入額が、当社グループ全体の仕入原価に占める割合は極めて大きく、たこの市場動向が原価に大きく影響を与えております。たこの仕入価格は、従来は主に西アフリカ・中国の原料相場と中国・ベトナムでの加工費に依存し、漁獲高、為替変動等の影響により、その価格が大きく変動することがありました。当社グループにおいては、リスク回避のために新たな調達先を世界的規模で積極的に開拓しております。新たな開拓地域の提携工場に生産ラインを設置し、水揚げから加工、日本への輸出までのサプライチェーンを一気通貫で構築することにより、仕入原価への好影響が期待されます。このように仕入先を複数の国・地域に分散しているほか、調達ルートを複数保有し、価格交渉力を高めることで、安定的な仕入価格及び数量の確保に努めてまいります。

国内においては、真だこ養殖事業の確立へ向けて取り組んでおります。連携する大学や漁業組合との協働により、長期的なプロジェクトとして真だこ養殖事業への取り組みを継続してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年12月31日現在)

| 事業名     | 事業内容                                                                                                                                                        |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 築地銀だこ事業 | たこ焼専門店 (築地銀だこ、銀だこハイボール酒場、銀だこ大衆酒場、銀だこハイボール横丁等)                                                                                                               |
| その他事業   | たい焼専門店 (銀のあん)、天ぶら専門店 (日本橋からり)、アイスクリーム専門店 (COLD STONE CREAMERY)、コーヒー&ティー専門店 (The Coffee Bean & Tea Leaf)、キッシュ専門店 (La Quiche)、たこ焼専門店 (大釜屋)、鉄板焼・お好み焼専門店 (ごっつい) |

(6) 主要な営業所及び工場 (平成30年12月31日現在)

① 当社

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 本社          | 東京都中央区新富一丁目9番6号 ザ・パークレックス新富町 |
| 桐生工場 (食品製造) | 群馬県桐生市広沢町四丁目2430番地           |
| 桐生工場 (機械製造) | 群馬県桐生市広沢町四丁目2120番地           |

② 子会社

|                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 株式会社ホットランド大阪               | 本社 (大阪府大阪市淀川区)  |
| 株式会社大釜屋                    | 本社 (大阪府大阪市淀川区)  |
| コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社  | 本社 (東京都中央区)     |
| 株式会社アイテム                   | 本社 (東京都中央区)     |
| WAEN International Limited | 本社 (香港九龍觀塘)     |
| 台湾和園國際股份有限公司               | 本社 (台湾台北市)      |
| Land Land USA, Inc.        | 本社 (米国カリフォルニア州) |

(7) 使用人の状況 (平成30年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数          | 前連結会計年度末比増減 |
|------|---------------|-------------|
| 飲食事業 | 580 (3,756) 名 | 5名減 (3名減)   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数          | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|-------------|-------|--------|
| 357 (2,372) 名 | 24名増 (72名増) | 34.3歳 | 5年2ヶ月  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社は、飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年12月31日現在)

| 借 入 先                            | 借 入 額       |
|----------------------------------|-------------|
| シンジケート方式によるタームローン ((注)1)         | 3,609,600千円 |
| シンジケート方式によるコミットメントライン ((注)1)     | 1,440,000   |
| シンジケート方式によるコミットメント型タームローン ((注)1) | 1,000,000   |
| 株式会社三菱UFJ銀行 ((注)2)               | 546,432     |
| 株式会社群馬銀行                         | 400,000     |
| 株式会社みずほ銀行                        | 248,940     |
| 株式会社三井住友銀行                       | 245,910     |
| 合 計                              | 7,490,882   |

- (注) 1. 当社は、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする取引銀行計7行とシンジケート方式によるタームローン契約及びコミットメント型タームローン契約並びに借入極度額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。
2. 当社は、株式会社三菱UFJ銀行と借入極度額5億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成30年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 65,324,000株

② 発行済株式の総数 18,466,600株

(注) 新株予約権の行使による新規株式の発行を行った結果、発行済株式の総数は18,466,600株となっております。

③ 株主数 28,320名

④ 大株主

| 株 主 名                                               | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 佐 瀬 興 産                                     | 4,900千株 | 26.53%  |
| 佐 瀬 守 男                                             | 1,628   | 8.82    |
| 日 本 製 粉 株 式 会 社                                     | 1,078   | 5.84    |
| イ オ ン モ ー ル 株 式 会 社                                 | 560     | 3.03    |
| 佐 瀬 由 美 子                                           | 511     | 2.77    |
| サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社                               | 509     | 2.76    |
| メ リ ル リ ン チ 日 本 証 券 株 式 会 社                         | 226     | 1.22    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 5 ) | 210     | 1.14    |
| オ タ フ ク ソ ー ス 株 式 会 社                               | 210     | 1.14    |
| 株 式 会 社 J - オ イ ル ミ ル ズ                             | 210     | 1.14    |

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年12月31日現在）

|                        |                   |                                            |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------------|
|                        |                   | 第1回新株予約権                                   |
| 発行決議日                  |                   | 平成24年12月19日                                |
| 新株予約権の数                |                   | 153個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 214,200株<br>(新株予約権1個につき 1,400株)       |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>350,000円<br>(1株当たり 250円)     |
| 権利行使期間                 |                   | 平成26年12月20日から<br>平成34年12月19日まで             |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                                      |
| 役員<br>保有状況             | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 14,000株<br>保有者数 1名 |

- (注) 1. 権利行使の条件は、平成23年12月27日開催の当社臨時株主総会決議及び平成24年12月19日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
2. 平成26年7月18日開催の取締役会決議により、平成26年8月7日を基準日として平成26年8月8日付で当社普通株式1株を700株に分割しております。また、平成27年9月4日開催の取締役会決議により、平成27年9月30日を基準日として平成27年10月1日付で当社普通株式1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (平成30年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                          |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 佐 瀬 守 男 | 株式会社大釜屋 代表取締役<br>コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社 取締役<br>株式会社佐瀬興産 代表取締役<br>株式会社アイテム 代表取締役<br>Land Land USA, Inc.<br>Director |
| 取締役副社長   | 荻 野 哲   | 銀だこ事業本部長<br>株式会社ホットランド大阪 代表取締役                                                                                        |
| 専務取締役    | 横 田 利 央 | 総務部門管掌                                                                                                                |
| 取締役      | 高 橋 謙 輔 | 株式会社Photosynth 経営管理部長<br>ジーホールディングス株式会社 取締役                                                                           |
| 取締役      | 寺 山 昭 英 | 株式会社テラ・アソシエーション 代表取締役会長兼社長<br>株式会社共立メンテナンス 取締役<br>フライスター株式会社 監査役                                                      |
| 常勤監査役    | 菅 野 章   |                                                                                                                       |
| 監査役      | 塚 田 功   | 塚田功税理士事務所 所長                                                                                                          |
| 監査役      | 辻 谷 公 夫 | 株式会社カクヤス 社外取締役                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役寺山昭英氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役塚田功氏及び辻谷公夫氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役塚田功氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 平成30年3月29日開催の第27期定時株主総会において、寺山昭英氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
 5. 平成30年3月29日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって、加藤建司、西垣克の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。  
 6. 当社は、取締役寺山昭英氏、監査役塚田功氏及び監査役辻谷公夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                      | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 7名<br>(3) | 78百万円<br>(1) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(2)  | 6<br>(2)     |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 10<br>(5) | 85<br>(4)    |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成13年2月28日開催の第10期定時株主総会において、年額280百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成13年2月28日開催の第10期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役寺山昭英氏は、株式会社テラ・アソシエーションの代表取締役会長兼社長、株式会社共立メンテナンスの取締役及びフライスター株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役塚田功氏は、塚田功税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役辻谷公夫氏は、株式会社カクヤスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                       |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 寺山昭英 | 平成30年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社において長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 塚田功  | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                |
| 監査役 辻谷公夫 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。           |

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性を確認し、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、WAEN International Limited及び台湾和園國際股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社を含む当社グループは、企業倫理及び法令遵守の徹底、内部統制システムの強化を推進するとともに、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本方針とします。
  - (2) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための監査体制を整備します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程等に基づき、適切に保存及び管理します。
  - (2) 取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとします。
  - (3) 情報の漏洩や不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めます。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に回避・防止するとともに、万一重大な事象が発生した場合には、損失又は不利益を最小化するための適切な措置を講じます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会規程を制定し、取締役会への付議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、取締役会において審議及び決定を行います。
  - (2) 取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、営業会議等において議論を行い、職務の執行を決定します。
  - (3) 日常の職務執行においては、執行役員その他の責任者に権限を委譲し、各責任者が機動的かつ効率的に業務を執行します。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、関係会社管理に関する規程を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、子会社から経営管理部門の長に対し、月次報告、四半期報告、年度決算報告、その他重要事項について定期報告を実施します。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、リスク管理に関する規程に従って、グループ事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理委員会を必要に応じ開催し、リスクの把握及び適切な対策を講じます。

- (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度毎の当社グループの経営計画や予算等を定めます。また、子会社の経営上の重要事項について随時、子会社との間で事前協議を行うことで、効率性を確保します。
- (4) 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 経営管理部門は、当社及び子会社の全職員に対し、コンプライアンス教育を実施します。
- (ロ) 子会社については、当社が指名する役員又は使用人を取締役又は監査役に選任させ、毎実施する取締役会において業務の適正を確保するとともに、グループ内の情報交換及びコンプライアンスに関わる課題の対処を行います。
- (ハ) 内部監査部門は、当社及び子会社の業務状況を内部監査し、内部監査に関する規程に従い随時、当社の代表取締役社長へ報告を行います。
- (ニ) 当社は、グループ共通の内部通報制度を通じ、グループ各社の内部通報に迅速に対応できる体制を構築します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて対応することとします。なお、補助人の人事異動・人事評価等については、監査役の同意を得るものとします。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役に帰属するものとします。また当該使用人の人事異動・人事評価等については、事前に監査役の同意を必要とするものとします。
8. 監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- (イ) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人からその説明を求めます。  
取締役又は使用人は、監査役の要請に応じて必要な説明及び情報提供を行います。
- (ロ) 取締役は、以下の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告します。
- ア. 職務執行に関して法令・定款に違反する、又はそのおそれのある事項  
イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ウ. 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
  - エ. 内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容
  - (ハ) 使用人は、(ロ) アないしウの事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査役に対し報告します。
- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- 子会社の取締役、監査役及び使用人等は、(1)に従い当社の監査役に対し報告を行います。
9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報に関する規程に明記するとともに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底します。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等を請求したときは、当該請求にかかる費用等が当該監査役の職務執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担します。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の内部監査及び会計監査人と適時に協議及び意見交換を行い、連携を行う体制をとります。
  - (2) 取締役及び使用人は、監査役と意見交換を行います。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 一般に公正妥当と認められる企業会計その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程を整備して適正な会計処理を行います。
  - (2) グループ内のすべての業務プロセスにおいてリスク管理を徹底するとともに、効率的で透明性のある内部統制の体制を目指します。
  - (3) 財務報告に係る内部体制の整備・運用状況の評価を定期的実施し、業務改善を行うことにより、有効かつ適正な内部統制報告書を提出します。
13. 反社会的勢力を排除するための体制
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。
- 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士等とも連携して対応します。

## ②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度より前に「企業行動基準」や「コンプライアンス基本規程」等の諸規程、規則並びにガイドラインの策定及び「内部通報受付窓口」の設置等を行っており、業務の適正を確保するための体制は整備されております。また、金融商品取引法における内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制が整備されております。

諸規則の遵守や業務プロセスの適正な実施等については、内部監査計画に基づき、当社及び子会社について当社内部監査室がレビューしており、適正に運用されております。

リスク管理については、担当部署毎による対応を基本とする体制をとっておりますが、対応状況については、当社取締役会でフォローを行っております。

子会社の事業の状況については、取締役会で報告されるとともに、当社から派遣している取締役が出席する子会社の取締役会においても行われております。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

### 1. 重要な会議の状況

取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し取締役の職務執行の適正性を高めるため、社外取締役が常時出席しました。

### 2. 監査役の職務の執行について

(1) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。

(2) 監査役は、内部監査室との間で、監査の結果等について積極的な連携を図れるよう、定期報告を行っております。

### 3. 内部監査の実施について

内部監査室は、国内外の店舗及び各部門に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況についての内部監査を行いました。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展へ向けた内部留保の充実を勘案し、経営成績及び財政状態等に応じた株主への適切な利益還元策を、柔軟に検討し実施することを基本方針としております。

しかしながら、当期においては大幅な当期純損失を計上する大変厳しい結果となりましたことから、誠に遺憾ではございますが、当期の配当につきましては無配とさせていただきますことといたしました。

株主の皆様には深くお詫び申しあげるとともに、当社の主力である「築地銀だこ」と業績が堅調に推移している銀だこ酒場業態に経営資源を集中させ、早期の復配を目指して邁進してまいり所存です。引き続きご支援を賜りますよう、よろしく願い申しあげます。

## 連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,983,924</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>6,917,502</b>  |
| 現金及び預金          | 1,643,490         | 支払手形及び買掛金      | 1,168,948         |
| 受取手形及び売掛金       | 2,652,403         | 短期借入金          | 1,940,000         |
| 商品及び製品          | 339,421           | 1年内返済予定の長期借入金  | 918,444           |
| 仕掛品             | 6,672             | リース債務          | 700               |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,638,218         | 未払金            | 1,733,554         |
| 未収還付法人税等        | 7,430             | 未払費用           | 581,321           |
| 繰延税金資産          | 188,606           | 未払法人税等         | 138,230           |
| その他             | 523,723           | 未払消費税等         | 108,933           |
| 貸倒引当金           | △16,043           | 賞与引当金          | 73,051            |
| <b>固定資産</b>     | <b>9,476,890</b>  | 資産除去債務         | 12,913            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,586,148</b>  | その他            | 241,405           |
| 建物及び構築物         | 4,549,934         | <b>固定負債</b>    | <b>5,868,259</b>  |
| 機械装置及び運搬具       | 98,036            | 長期借入金          | 4,632,438         |
| 工具、器具及び備品       | 500,889           | リース債務          | 342               |
| 土地              | 370,406           | 預り保証金          | 382,396           |
| リース資産           | 4,862             | 資産除去債務         | 475,777           |
| 建設仮勘定           | 62,019            | 退職給付に係る負債      | 55,193            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>518,839</b>    | その他            | 322,111           |
| ソフトウェア          | 87,261            | <b>負債合計</b>    | <b>12,785,761</b> |
| のれん             | 315,665           | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| その他             | 115,912           | <b>株主資本</b>    | <b>3,366,356</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,371,902</b>  | 資本金            | 1,683,069         |
| 投資有価証券          | 72,927            | 資本剰余金          | 1,575,075         |
| 長期貸付金           | 74,958            | 利益剰余金          | 108,211           |
| 長期前払費用          | 140,130           | その他の包括利益累計額    | 47,940            |
| 敷金及び保証金         | 2,303,464         | その他有価証券評価差額金   | 7,462             |
| 為替予約            | 56,429            | 繰延ヘッジ損益        | 35,958            |
| 繰延税金資産          | 770,532           | 為替換算調整勘定       | 8,546             |
| その他             | 5,704             | 退職給付に係る調整累計額   | △4,026            |
| 貸倒引当金           | △52,245           | <b>非支配株主持分</b> | <b>260,755</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>16,460,814</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>3,675,052</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>16,460,814</b> |

## 連結損益計算書

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 31,736,835 |
| 売上原価            |         | 12,944,291 |
| 売上総利益           |         | 18,792,543 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 17,931,580 |
| 営業利益            |         | 860,963    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 2,246   |            |
| その他の            | 13,649  | 15,895     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 32,509  |            |
| 為替差損            | 10,086  |            |
| 支払手数料           | 26,827  |            |
| 貸倒引当金繰入額        | 47,425  |            |
| 持分法による投資損失      | 11,634  |            |
| その他の            | 3,740   | 132,223    |
| 経常利益            |         | 744,634    |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 3,174   |            |
| 投資有価証券売却益       | 2,914   |            |
| 受取補償金           | 16,755  | 22,844     |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除売却損        | 305,295 |            |
| 店舗整理損失          | 228,696 |            |
| 減損損失            | 838,174 |            |
| その他の特別損失        | 67,637  | 1,439,804  |
| 税金等調整前当期純損失     |         | 672,324    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 110,091 |            |
| 法人税等調整額         | △ 4,346 | 105,745    |
| 当期純損失           |         | 778,069    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |         | 99,493     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |         | 678,576    |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで）

(単位：千円)

|                                  | 株 主 資 本   |           |           |             |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|                                  | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                      | 1,678,519 | 1,570,525 | 878,938   | 4,127,984   |
| 当連結会計年度変動額                       |           |           |           |             |
| 新株の発行                            | 4,550     | 4,550     |           | 9,100       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)           |           |           | △678,576  | △678,576    |
| 剰余金の配当                           |           |           | △92,151   | △92,151     |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額<br>(純額) |           |           |           |             |
| 当連結会計年度変動額合計                     | 4,550     | 4,550     | △770,727  | △761,627    |
| 当連結会計年度末残高                       | 1,683,069 | 1,575,075 | 108,211   | 3,366,356   |

|                                  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |            |                |                    | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------------|-----------------------|-------------|------------|----------------|--------------------|------------------|-----------|
|                                  | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換<br>算勘定 | 退職給付に係る<br>調整額 | その他の<br>利益計<br>額合計 |                  |           |
| 当連結会計年度期首残高                      | 8,759                 | △26,381     | 4,052      | △2,509         | △16,078            | 363,937          | 4,475,843 |
| 当連結会計年度変動額                       |                       |             |            |                |                    |                  |           |
| 新株の発行                            |                       |             |            |                |                    |                  | 9,100     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)           |                       |             |            |                |                    |                  | △ 678,576 |
| 剰余金の配当                           |                       |             |            |                |                    |                  | △ 92,151  |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額<br>(純額) | △1,296                | 62,339      | 4,493      | △1,516         | 64,019             | △103,182         | △39,163   |
| 当連結会計年度変動額合計                     | △1,296                | 62,339      | 4,493      | △1,516         | 64,019             | △103,182         | △800,790  |
| 当連結会計年度末残高                       | 7,462                 | 35,958      | 8,546      | △4,026         | 47,940             | 260,755          | 3,675,052 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ホットランド大阪  
株式会社大釜屋  
WAEN International Limited  
台湾和園國際股份有限公司  
コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社  
Land Land USA, Inc.  
Gindaco USA, Inc.  
Karayama USA, Inc.  
株式会社アイテム

株式会社アイテムは新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、当社の子会社であるLand Land USA, Inc.がGindaco USA, Inc.及びKarayama USA, Inc.を新規に設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度まで、連結子会社であった青島和園福商貿有限公司は、全持分を譲渡したため連結の範囲から除外しております。

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 LH Venture Sdn. Bhd.

前連結会計年度まで、持分法適用会社であったHOTLAND MAURINVEST SEAFOOD INDUSTRY S.Aは、全持分を譲渡したため持分法適用の範囲から除外しております。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、WAEN International Limitedの決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

- ・商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

建物及び構築物 10年～15年

機械装置及び運搬具 8年～10年

工具、器具及び備品 5年～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれん償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ニ. ヘッジ会計の処理

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引

3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象となる予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、有効性の判定を省略しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書関連

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は3,338千円であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,992,983千円  
(2) コミットメントライン契約及び財務制限条項等

①当社は、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする取引銀行計7行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約及びタームローン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入金残高等は次のとおりであります。

i) コミットメントライン契約

|               |             |
|---------------|-------------|
| コミットメントラインの総額 | 3,000,000千円 |
| 借入実行残高        | 1,440,000千円 |
| 未実行残高         | 1,560,000千円 |

ii) タームローン契約

|        |             |
|--------|-------------|
| 借入実行残高 | 3,609,600千円 |
|--------|-------------|

iii) コミットメント型タームローン契約

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| コミットメント型タームローンの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高            | 1,000,000千円 |
| 未実行残高             | －千円         |

上記の契約については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これらの条項の一つでも抵触した場合、当社は借入先からの通知により、期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

- イ) 各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。  
ロ) 各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

②当社は、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく借入金残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン契約

|               |           |
|---------------|-----------|
| コミットメントラインの総額 | 500,000千円 |
| 借入実行残高        | 100,000千円 |
| 未実行残高         | 400,000千円 |

上記の契約については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これらの条項の一つに抵触した場合、当社は借入先からの貸付金利を引き上げられる義務を負っております。また、これらの条項の二つに抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

- イ) 各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ロ) 各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

③当社は、株式会社三菱UFJ銀行とタームローン契約を締結しております。当該契約に基づく借入金残高等は次のとおりです。

タームローン契約

借入実行残高

446,432千円

上記の契約については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これらの条項の一つに抵触した場合、当社は借入先からの貸付金利を引き上げられる義務を負っております。また、これらの条項の二つに抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

- イ) 各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成29年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ロ) 各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 18,466,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項  
当連結会計年度中に行った剰余金の配当

| 決 議                | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日       | 効 力 発 生 日  |
|--------------------|-------|-------|----------|----------------|-------------|------------|
| 平成30年2月23日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 92,151千円 | 5.00円          | 平成29年12月31日 | 平成30年3月30日 |

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 214,200株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については設備投資計画等に照らして銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、通常の営業活動における輸入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。投資有価証券は、主に取引先企業との取引関係等の円滑化を目的として保有する株式であり市場価格のない株式及び同価格の変動リスクに晒されている銘柄を保有しておりますが、定期的に把握された時価を取締役に報告する体制をとることで対処しております。敷金及び保証金は、主に賃借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金の用途は運転資金であり、長期借入金の用途は設備投資資金であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限一覧に従い、またデリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内銀行であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

|                            | 連結貸借対照表計上額           | 時 価          | 差 額    |
|----------------------------|----------------------|--------------|--------|
| (1) 現金及び預金                 | 1,643,490 千円         | 1,643,490 千円 | － 千円   |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金（※1） | 2,652,403<br>△16,043 |              |        |
|                            | 2,636,360            | 2,636,360    | －      |
| (3) 投資有価証券                 | 44,727               | 44,727       | －      |
| (4) 敷金及び保証金                | 2,303,464            | 2,318,263    | 14,798 |
| 資 産 計                      | 6,628,042            | 6,642,841    | 14,798 |
| (1) 支払手形及び買掛金              | 1,168,948            | 1,168,948    | －      |
| (2) 短期借入金                  | 1,940,000            | 1,940,000    | －      |
| (3) 未払金                    | 1,733,554            | 1,733,554    | －      |
| (4) 長期借入金（※2）              | 5,550,882            | 5,550,882    | －      |
| 負 債 計                      | 10,393,384           | 10,393,384   | －      |
| デリバティブ取引（※3）               |                      |              |        |
| ヘッジ会計が適用されていないもの           | －                    | －            | －      |
| ヘッジ会計が適用されているもの            | 51,805               | 51,805       | －      |
| デリバティブ取引計                  | 51,805               | 51,805       | －      |

※1. 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 長期借入金には、1年以内返済予定分を含めております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4)長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映され、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は、帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

### (1)ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

### (2)ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類等              | 主なヘッジ対象            | 契約額等(千円)  | うち1年超(千円) | 時価(千円) |
|----------|---------------------|--------------------|-----------|-----------|--------|
| 原則的処理    | 為替予約取引<br>買建<br>米ドル | 外貨予定<br>取引等<br>の一部 | 1,558,670 | 942,960   | 51,805 |

### ※時価の算定方法

金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表価額(千円) |
|-------|---------------|
| 非上場株式 | 28,200        |
| 合計    | 28,200        |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することは困難と認められることから、上表には含めておりません。

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|           | 1年以内(千円)  | 1年超5年以内(千円) | 5年超10年以内(千円) | 10年超(千円) |
|-----------|-----------|-------------|--------------|----------|
| 現金及び預金    | 1,643,490 | —           | —            | —        |
| 受取手形及び売掛金 | 2,652,403 | —           | —            | —        |

## (注4) 借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超2年<br>以内(千円) | 2年超3年<br>以内(千円) | 3年超4年<br>以内(千円) | 4年超5年<br>以内(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 短期借入金 | 1,940,000    | —               | —               | —               | —               | —           |
| 長期借入金 | 918,444      | 954,144         | 954,144         | 866,644         | 744,144         | 1,113,362   |
| 合 計   | 2,858,444    | 954,144         | 954,144         | 866,644         | 744,144         | 1,113,362   |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 184円89銭  
(2) 1株当たり当期純損失 36円80銭

## 7. その他の注記

- (1) 減損損失に関する注記

| 場所                                     | 用途 | 種類   | 減損損失<br>(千円) |
|----------------------------------------|----|------|--------------|
| 当社<br>(東京都千代田区他)                       | 店舗 | 建物等  | 629,027      |
| コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社<br>(東京都中央区)  | 店舗 | 権利金等 | 19,616       |
| 台湾和園國際股份有限公司<br>(台湾台北市)                | 店舗 | 建物等  | 24,351       |
| WAEN International Limited<br>(香港九龍觀塘) | 店舗 | 建物等  | 48,698       |
| 店舗等計                                   |    |      | 721,693      |
| コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社<br>(東京都中央区)  | —  | のれん  | 116,481      |
| のれん計                                   |    |      | 116,481      |
| 計                                      |    |      | 838,174      |

当社及び連結子会社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益がマイナスが継続している店舗等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(721,693千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物685,956千円、長期前払費用20,656千円、その他15,080千円であります。当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値であります。なお、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、具体的な割引率の算定はしていません。

また、「COLD STONE CREAMERY」ブランドのアイスクリームの販売権利を有するコールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社につきましては、想定されていた収益が見込まれないため、のれんの減損損失116,481千円を計上しました。

## (2) 企業結合に関する注記

### 取得による企業結合

当社は、平成30年10月1日付で株式会社アイテムの全株式を取得し、当社の完全子会社としました。

#### 1. 企業結合の概要

##### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アイテム

事業の内容 お好み焼飲食店「ごっつい」の経営及びのれん分け展開

##### ②企業結合を行う主な理由

株式会社アイテムは、お好み焼飲食店「ごっつい」を首都圏に展開しています。当社グループの中核である「築地銀だこ」ブランドで培ったノウハウや経営資源を、同じく「粉×鉄板×ソース」で事業展開している「ごっつい」と融合させ、更なる事業拡大を目指していくために、この度の株式取得を決定いたしました。

##### ③企業結合日 平成30年10月1日

##### ④企業結合の法的形式 株式取得

##### ⑤結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はございません。

#### 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成30年10月1日から平成30年12月31日まで

#### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 477,000千円

取得に直接要した費用 デュー・ディリジェンス及びアドバイザー費用等 29,630千円

取得原価 506,630千円

4. 発生したのれんの金額及び発生原因、償却の方法及び償却期間、企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額

①発生したのれん金額 323,759千円

②発生原因

主として株式会社アイテムが展開するお好み焼飲食店「ごっつい」の運営によって期待される超過収益力であります。

③償却の方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

④企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 196,582千円

固定資産 50,423千円

資産合計 247,006千円

流動負債 74,368千円

固定負債 19,396千円

負債合計 93,765千円

5. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定したときの当連結会計年度の連結損益計算書への影響の概算額

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

# 貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,458,689</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>6,312,382</b>  |
| 現金及び預金          | 437,468           | 買掛金             | 1,160,222         |
| 売掛金             | 2,360,133         | 短期借入金           | 1,640,000         |
| 商品及び製品          | 179,443           | 1年内返済予定の長期借入金   | 918,444           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,576,829         | リース債務           | 700               |
| 仕掛品             | 6,672             | 未払金             | 1,760,072         |
| 未収入金            | 210,375           | 未払費用            | 440,006           |
| 前払費用            | 147,834           | 未払法人税等          | 102,357           |
| 短期貸付金           | 142,057           | 賞与引当金           | 61,620            |
| 繰延税金資産          | 183,200           | 資産除去債務          | 12,913            |
| 前渡金             | 350,000           | 預り金             | 42,880            |
| その他金            | 19,748            | 前受収益            | 71,254            |
| 貸倒引当金           | △155,075          | その他             | 101,909           |
| <b>固定資産</b>     | <b>10,850,147</b> | <b>固定負債</b>     | <b>5,865,762</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,372,761</b>  | 長期借入金           | 4,632,438         |
| 建物              | 4,361,330         | 預り保証金           | 373,396           |
| 構築物             | 9,470             | 資産除去債務          | 454,745           |
| 機械及び装置          | 68,963            | 退職給付引当金         | 49,390            |
| 車両運搬具           | 4,555             | 債務保証損失引当金       | 34,610            |
| 工具、器具及び備品       | 491,153           | その他             | 321,181           |
| 土地              | 370,406           |                 |                   |
| リース資産           | 4,862             | <b>負債合計</b>     | <b>12,178,144</b> |
| 建設仮勘定           | 62,019            | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>202,871</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>4,087,271</b>  |
| ソフトウェア          | 197,830           | 資本金             | 1,683,069         |
| 借地権             | 5,000             | 資本剰余金           | 1,575,569         |
| その他             | 41                | 資本準備金           | 1,575,569         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,274,514</b>  | <b>利益剰余金</b>    | <b>828,631</b>    |
| 投資有価証券          | 72,927            | 利益準備金           | 12,950            |
| 関係会社株式          | 2,049,729         | その他利益剰余金        | 815,681           |
| 関係会社長期貸付        | 93,530            | 別途積立金           | 550,000           |
| 長期前払費用          | 127,234           | 繰越利益剰余金         | 265,681           |
| 敷金保証金           | 2,181,061         | <b>評価・換算差額等</b> | <b>43,420</b>     |
| 為替予約            | 56,429            | その他有価証券評価差額金    | 7,462             |
| 繰延税金資産          | 760,920           | 繰延ヘッジ損益         | 35,958            |
| 長期貸付金           | 6,533             | <b>純資産合計</b>    | <b>4,130,692</b>  |
| その他             | 3,500             | <b>負債純資産合計</b>  | <b>16,308,836</b> |
| 貸倒引当金           | △77,350           |                 |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>16,308,836</b> |                 |                   |

## 損 益 計 算 書

( 平成30年 1月 1 日から  
平成30年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 27,921,412 |
| 売 上 原 価                 |         | 11,346,991 |
| 売 上 総 利 益               |         | 16,574,420 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 15,541,314 |
| 営 業 利 益                 |         | 1,033,105  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 3,903   |            |
| そ の 他                   | 6,412   | 10,315     |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 31,015  |            |
| 為 替 差 損                 | 7,299   |            |
| 支 払 手 数 料               | 26,827  |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 211,605 |            |
| そ の 他                   | 858     | 277,606    |
| 経 常 利 益                 |         | 765,814    |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 受 取 補 償 金               | 16,755  |            |
| 債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 29,448  | 46,204     |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 223,213 |            |
| 店 舗 整 理 損 失             | 213,554 |            |
| 減 損 損 失                 | 629,027 |            |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 280,092 |            |
| そ の 他 特 別 損 失           | 125,189 | 1,471,076  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | 659,057    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 65,307  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △19,466 | 45,841     |
| 当 期 純 損 失               |         | 704,898    |

# 株主資本等変動計算書

( 平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで )

(単位：千円)

|                                     | 株 主 資 本   |           |             |           |          |             |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |             |                |             | 純資産合計     |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|----------|-------------|------------|------------------|-------------|----------------|-------------|-----------|
|                                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |          |             | 株主資本<br>合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |             |           |
|                                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |             |            |                  |             |                | 利益剰余金<br>合計 |           |
|                                     |           |           |             |           | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰余金 |            |                  |             |                |             |           |
| 当 期 首 残 高                           | 1,678,519 | 1,571,019 | 1,571,019   | 12,950    | 550,000  | 1,062,731   | 1,625,681  | 4,875,221        | 8,759       | △26,381        | △17,622     | 4,857,599 |
| 事業年度中<br>の変動額                       |           |           |             |           |          |             |            |                  |             |                |             |           |
| 新株の発行                               | 4,550     | 4,550     | 4,550       |           |          |             |            | 9,100            |             |                |             | 9,100     |
| 当期純損失<br>(△)                        |           |           |             |           |          | △704,898    | △704,898   | △704,898         |             |                |             | △704,898  |
| 剰余金の配当                              |           |           |             |           |          | △92,151     | △92,151    | △92,151          |             |                |             | △92,151   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業<br>年度中の変動<br>額(純額) |           |           |             |           |          |             |            |                  | △1,296      | 62,339         | 61,043      | 61,043    |
| 事業年度中<br>の変動額合計                     | 4,550     | 4,550     | 4,550       | -         | -        | △797,049    | △797,049   | △787,949         | △1,296      | 62,339         | 61,043      | △726,906  |
| 当 期 末 残 高                           | 1,683,069 | 1,575,569 | 1,575,569   | 12,950    | 550,000  | 265,681     | 828,631    | 4,087,271        | 7,462       | 35,958         | 43,420      | 4,130,692 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ デリバティブの評価基準及び評価方法
  - ・ 為替予約 時価法
- ④ たな卸資産
  - ・ 商品及び製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
  - ・ 原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 10年～15年 |
| 機械及び装置    | 8年～10年  |
| 工具、器具及び備品 | 5年～6年   |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可

- 能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見積額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ② ヘッジ会計の処理  
イ. ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：為替予約取引  
ヘッジ対象：外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針  
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法  
為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象となる予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、有効性の判定を省略しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,399,599千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 182,190千円 |
| ② 長期金銭債権 | 93,530千円  |
| ③ 短期金銭債務 | 463,275千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

|            |             |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高  |             |
| 営業取引による取引高 |             |
| 売上高        | 606,808千円   |
| 仕入高        | 1,948,105千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,243,925千円 |
| 営業取引以外の取引高 |             |
| 収益         | 2,657千円     |
| 費用         | 480千円       |

#### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 繰延税金資産          |             |
| 賞与引当金           | 18,868千円    |
| 貸倒引当金           | 71,168千円    |
| 未払事業税           | 14,284千円    |
| 資産除去債務          | 143,197千円   |
| 減価償却超過額         | 119,565千円   |
| 減損損失            | 280,943千円   |
| 退職給付引当金         | 15,123千円    |
| 関係会社株式評価損       | 224,273千円   |
| 債務保証損失引当金       | 10,597千円    |
| 前受収益            | 55,006千円    |
| 繰越欠損金           | 325,130千円   |
| その他             | 59,924千円    |
| 繰延税金資産小計        | 1,338,084千円 |
| 評価性引当額          | △318,231千円  |
| 繰延税金資産合計        | 1,019,853千円 |
| 繰延税金負債          |             |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △56,591千円   |
| その他有価証券評価差額金    | △3,293千円    |
| 繰延ヘッジ損益         | △15,847千円   |
| 繰延税金負債合計        | △75,732千円   |
| 繰延税金資産の純額       | 944,120千円   |

## 5. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                              | 議決権等の所有割合<br>(所有) | 関連当事者との関係 | 取引内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------------------------|-------------------|-----------|---------------|--------------|-----|--------------|
| 子会社 | W A E N<br>International<br>Limited | 直接所有<br>51.0%     | 原材料の調達    | 原材料の仕入<br>(注) | 1,934,839    | 前渡金 | 350,000      |
|     |                                     |                   |           |               |              | 買掛金 | 179,701      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 223円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 38円23銭  |

## 7. 連結配当規制に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。

## 8. その他の注記

減損損失に関する注記

| 場所               | 用途 | 種類  | 減損損失<br>(千円) |
|------------------|----|-----|--------------|
| 当社<br>(東京都千代田区他) | 店舗 | 建物等 | 629,027      |
| 計                |    |     | 629,027      |

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益のマイナスが継続している店舗等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（629,027千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物615,037千円、リース資産2,421千円、長期前払費用11,568千円であります。当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値であります。なお、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、具体的な割引率の算定はしていません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成31年2月22日

株式会社 ホットランド  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホットランドの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホットランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成31年2月22日

株式会社 ホットランド  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホットランドの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月22日

株式会社 ホットランド 監査役会

常勤監査役 菅野 章 ㊟

監査役（社外監査役） 塚田 功 ㊟

監査役（社外監査役） 辻谷 公夫 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

| 現 行 定 款                                                                                       | 変 更 案                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                        | 第1章 総則                                                                                         |
| 第1条～第3条 (条文省略)                                                                                | 第1条～第3条 (現行どおり)                                                                                |
| (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1、取締役会<br>2、 <u>監査役</u><br>3、 <u>監査役会</u><br>4、会計監査人 | (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1、取締役会<br>2、 <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>3、 <u>会計監査人</u> |
| 第5条～第18条 (条文省略)                                                                               | 第5条～第18条 (現行どおり)                                                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)<br/>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。<br/>(新設)</p> <p>(選任方法)<br/>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。<br/>(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)<br/>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。<br/><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)<br/>第20条 取締役は、株主総会において<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して選任する。</u><br/>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員の員数を欠くことに備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>前項にかかわらず、任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員を除く取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員を除く取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役へ委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                             | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(選任方法)</u><br/> 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u><br/> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                             | (削除)  |
| <p><u>(任期)</u><br/> 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>     | (削除)  |
| <p><u>(補欠監査役の選任の効力)</u><br/> 第33条 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                                                             | (削除)  |
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                  | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                 | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>                                                                                                                                                                  | (削除)                |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                                                           | (削除)                |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> <u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                    | (削除)                |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> <u>第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u><br/> <u>2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | (削除)                |
| <p>第6章 会計監査人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               | 第6章 会計監査人           |
| <p>第41条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>第34条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p><u>第42条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</p> <p><u>第43条～第47条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(報酬等)</p> <p><u>第35条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p><u>第36条～第40条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>附則</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第28期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任期を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                   | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                       | さ せ もり お<br>佐 瀬 守 男<br>(昭和37年10月16日) | 昭和58年4月 有限会社佐憲鉄工所入社<br>昭和63年7月 焼きそばとおむすびの専門店「ホットランド」 創業<br>平成3年6月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>平成19年11月 株式会社佐瀬興産設立 代表取締役（現任）<br>平成21年12月 株式会社ホットランド大阪 代表取締役<br>平成25年10月 株式会社みんなひとつコーポレーション（現株式会社大釜屋） 代表取締役（現任）<br>平成26年1月 コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社 取締役（現任）<br>平成26年11月 青島和園福商貿有限公司 董事長<br>平成29年7月 Gindaco USA, Inc. (現 Land Land USA, Inc.) Director (現任)<br>平成30年10月 株式会社アイテム 代表取締役（現任） | 1,628,200株 |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>                     当社及びグループ会社の取締役として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、飲食業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                               | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                   | おぎの 野 哲<br>(昭和50年8月23日)           | 平成6年4月 有限会社サクライデンキ入社<br>平成8年4月 当社入社<br>平成25年11月 当社外食事業本部長<br>平成26年8月 当社取締役外食事業本部長<br>平成27年3月 当社常務取締役営業本部長<br>平成28年1月 当社取締役副社長 営業本部(現銀だこ事業本部)長(現任)<br>平成30年8月 株式会社ホットランド大阪 代表取締役(現任)                                          | 10,400株    |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           当社グループのコア事業である「築地銀だこ」事業をはじめとした営業領域における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                              |            |
| 3                                                                                                                                                                   | ※<br>ふじ 藤 木 久 かず三<br>(昭和16年7月13日) | 昭和35年4月 日本コロンビア株式会社入社<br>昭和46年4月 株式会社キャニオンレコード(現株式会社ポニーキャニオン)入社<br>昭和50年9月 株式会社センチュリーフーズ入社<br>昭和59年4月 同社代表取締役社長<br>平成6年10月 株式会社プレシア設立 代表取締役社長<br>平成12年10月 同社代表取締役会長<br>平成12年10月 株式会社ありあけ設立 代表取締役社長<br>平成15年10月 同社代表取締役会長(現任) | 一株         |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br/>           人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた流通分野における豊富なビジネス経験と経営に関する知見などを当社グループの経営に生かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                   |                                   |                                                                                                                                                                                                                              |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                  | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4                                                                                                                                                          | ※<br>伊原純子<br>(昭和42年10月1日) | 昭和63年4月 社会福祉法人ひまわり保育園入職<br>平成2年4月 社会福祉法人ようすい子ども園入職<br>平成7年1月 有限会社ミュージズ 代表取締役<br>平成14年6月 株式会社アイテム 取締役<br>平成29年6月 同社代表取締役社長(現任) | 一株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>代表取締役社長を務めている当社子会社の株式会社アイテムの「ごっつい」事業をはじめとした営業領域においての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、取締役候補者いたしました。 |                           |                                                                                                                               |            |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 藤木久三氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、社外取締役候補者である藤木久三氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。また、取締役候補者である伊原純子氏が選任された場合は、業務を執行しない取締役とする予定ですので、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 藤木久三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                    | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)     | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                        | ※<br>菅野章<br>(昭和19年8月24日) | 昭和42年3月 株式会社西友ストア（現合同会社西友）入社<br>昭和61年3月 株式会社ノーザンテレコムジャパン入社<br>平成元年6月 ダウコーニングジャパン株式会社(現東レ・ダウコーニング株式会社)入社<br>平成16年3月 当社入社<br>平成25年3月 当社監査役（常勤）（現任） | 一株         |
| <p><b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b><br/>                     これまでのビジネス経験において人事・総務をはじめとする多岐にわたる業務を経験し、幅広い見識を有しております。このような経験や見識により、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p> |                          |                                                                                                                                                  |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                              | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                 | ※<br>て ら や ま あ き ひ で<br>寺 山 昭 英<br>(昭和20年11月13日) | 昭和44年4月 株式会社イトーヨーカー堂入社<br>平成3年5月 株式会社ファミリー 常務取締役<br>平成11年6月 株式会社共立メンテナンス 取締役(現任)<br>平成11年5月 株式会社カスミコンビニエンスネットワークス 専務取締役<br>平成13年10月 株式会社ぱぱす 専務取締役<br>平成14年7月 当社監査役<br>平成15年1月 株式会社テラ・アソシエーション 代表取締役社長<br>平成16年8月 当社取締役社長<br>平成18年3月 当社取締役退任<br>平成27年6月 株式会社テラ・アソシエーション 代表取締役会長兼社長(現任)<br>平成28年5月 フライスター株式会社 監査役(現任)<br>平成30年3月 当社社外取締役(現任) | 一株                |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b><br/>           人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた流通分野における豊富なビジネス経験と経営に関する知見などを当社グループの経営に生かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                  | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                          | ※<br>井門達人<br>(昭和27年12月3日) | 昭和52年7月 株式会社インテリア井門入社<br>昭和59年6月 株式会社ハウジングいもんに転籍 取締役<br>平成9年6月 同社代表取締役<br>平成24年7月 株式会社井門ホームズ 取締役<br>平成24年9月 株式会社井門企画 取締役<br>平成29年4月 株式会社ハウジングいもん 取締役<br>平成29年4月 株式会社井門ホームズ 代表取締役<br>平成29年4月 株式会社井門企画 代表取締役<br>平成29年4月 株式会社井門コーポレーション 常務取締役<br>平成30年12月 株式会社ティーケーピー 顧問(現任)<br>平成31年2月 有限会社セブンワイズ 代表取締役(現任) | 500株       |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた豊富なビジネス経験と経営に関する知見などを当社グループの経営に生かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 寺山昭英氏及び井門達人氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 寺山昭英氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、菅野章氏及び寺山昭英氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、井門達人氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
6. 当社は寺山昭英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 井門達人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 (生年月日)                                                                                                                                                                                                  | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| やなぎ さわ ひろ ゆき<br>柳 澤 宏 之<br>(昭和38年2月6日)                                                                                                                                                                               | 昭和61年10月 監査法人中央会計事務所(旧中央青山監査法人)入所<br>平成10年1月 柳澤・浅野公認会計士事務所代表者(現任)<br>平成13年11月 株式会社フィナンテック 監査役<br>平成17年3月 株式会社ベストブライダル(現株式会社ツカダ・グローバルホールディング)監査役(現任)<br>平成22年5月 あると築地有限責任監査法人 社員(現任)<br>平成29年11月 株式会社フィナンテック 取締役(現任) | 一株         |
| <p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>公認会計士としての企業会計及び税務に関する専門的知見を当社の監査に反映していただくため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> |                                                                                                                                                                                                                     |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柳澤宏之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 柳澤宏之氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成13年2月28日開催の第10期定時株主総会において、年額280百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

| 名 称   | 仰星監査法人                                                                                                                                              |        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 事 務 所 | (主たる事務所)<br>東京都千代田区九段南三丁目3番6号麴町ビル<br>(従たる事務所)<br>大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング<br>愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号名古屋クロスコートタワー<br>石川県金沢市兼六元町11番25号             |        |
| 沿 革   | 昭和2年9月 北斗監査法人設立<br>平成11年10月 東京赤坂監査法人与合併し、東京北斗監査法人に名称を変更<br>平成18年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称を変更<br>平成23年7月 明澄監査法人与合併<br>平成26年7月 明和監査法人与合併<br>現在に至る |        |
| 概 要   | 出資金                                                                                                                                                 | 161百万円 |
|       | 構成人員                                                                                                                                                |        |
|       | 社員 (公認会計士)                                                                                                                                          | 46名    |
|       | (うち代表社員)                                                                                                                                            | 11名    |
|       | 職員 (公認会計士)                                                                                                                                          | 155名   |
|       | (公認会計士試験合格者)                                                                                                                                        | 41名    |
|       | (その他)                                                                                                                                               | 29名    |
|       | 合計                                                                                                                                                  | 271名   |

(平成30年12月31日現在)

以上





# 株主総会会場ご案内図



## 株主総会会場



東京都中央区銀座二丁目15番6号  
TEL 03-3542-8585 (代表)

## 交通のご案内

|       |         |                       |    |      |
|-------|---------|-----------------------|----|------|
| 東京メトロ | ■ 有楽町線  | 新富町駅 (1番出口) より        | 徒歩 | 約3分  |
|       | ■ 銀座線   | 銀座駅 (A12出口) より        | 徒歩 | 約18分 |
|       | ■ 日比谷線  | 東銀座駅 (5番出口) より        | 徒歩 | 約10分 |
| 都営地下鉄 | ■ 浅草線   | 東銀座駅 (A7出口) (A8出口) より | 徒歩 | 約10分 |
| J     | ■ 山手線   | 有楽町駅 (中央口) より         | 徒歩 | 約20分 |
| R     | ■ 京浜東北線 |                       |    |      |

◎当会場では駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

◎館内での飲食はできませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。